

令和4年1月13日(木) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	青木 淳子
副委員長	稗田美菜子	.....	
委員	古濱 薫	議長	青木 健
〃	藤江 竜三	副議長	藤田 貴裕
〃	柏木 洋志		

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○協議事項

◎議長挨拶

- 議題1. 国立市議会会議規則の一部改正について
2. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 皆様、おはようございます。今、眼鏡が曇った話を致しましたが、非常に寒い中、皆様、早くにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開きます。



◎議長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 初めに、青木議長より御挨拶をお願いいたします。

○【青木健議長】 おはようございます。着席のまま失礼させていただきます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。また、ここ数日間、オミクロン株ということで爆発的な感染状況という状態になってまいりました。議会につきましても安全を旨として運営をしてまいりたいと思いますので、ぜひとも皆様方の御協力をお願い申し上げたいと思います。どうぞ本日はよろしくをお願いします。

○【高柳貴美代委員長】 議長、ありがとうございました。

それでは、協議事項に沿って議事を進めてまいりたいと思います。



議題1. 国立市議会会議規則の一部改正について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、国立市議会会議規則の一部改正についてに入ります。欠席等の届出関係について、5つの論点に基づいて今まで協議を行ってきました。

初めに、論点1、産前・産後の欠席期間を定めるかについてと、論点2、出産補助の項立ての件についてでございます。これらにつきましては欠席の期間は定めず、出産補助も現状どおりの規定とするという御意見と、期間を定めたほうがよいとし、その規定によっては出産補助の規定を第1項に組み込むこともあり得るといふ御意見がございました。前回までの協議から交渉団体の意見に変更や追加がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 前回までの方向として大きくは変わっていないんですけれども、一番大切なことは母体保護の観点と、それから休みやすさをどう考えるかということが、交渉団体の中では最初から話が出ておまして、そのためにこれまでの議論の中で、さらに議運の中で議論を深めて、今まではない項目、例えば期間を定めずに項目立てを、出産補助の項目を1項にまとめ、期間を定めないというようなものであれば、例えば全員で合意して休みやすいかということが生まれるのであれば、そういうことも選択肢に入れていいのではないかということをお話し合いました、より母体保護の観点と休みやすさを議運の中で議論していただきたいというふうにお話をいたしました。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。母体保護ということと休みやすさということを大切に考えていくということ、それには出産補助の項目を1項に含めてもよいのではないかというよう御意見があったということでもよろしいですか。

○【稗田美菜子委員】 はい。

○【柏木洋志委員】 まず、期間を定めるかどうかという点については、私たちの会派も変わらず、定めないほうがいいのではないかとこのところになります。出産補助の規定について、要するに別個にするか、項目を同じにするか。要するに国立市議会のままでいくかということなんです、そちらについても現状のままで構わないんじゃないかというようなことになります。

前回の議運のところから出ておりました、ただし書についてですけれども、このただし書、期間に関

わるものかというふうに思います。会派としましては、期間が制限されない形であればいいのではないかと、要するにどういうただし書を設けるかというところにはなるんですけども、そこ次第というような話になっております。例えばただし書のところについても、前回頂いた例があったかと思えます。そこを見ると、その範囲内においてというふうになっているところと、また超えた場合、期間を明らかにしてというふうになっているところ、両方ありますので、その規定をどうするかというところではありますけれども、一概に一律的にただし書を否とする理由はこちらとしてはないというふうなところですよ。

○【高柳貴美代委員長】 分かりました。期間は今までと同じ御意見で変わらず、定めなくてよいのではないかとということと、1項に入れるかどうかということも現状のままでよいのではないかと。今までと変わらない御意見ということでございました。

先日お配りした議会運営委員会資料No.8、このただし書については、期間が制限されないということであればよいのではないかと。ただし書が駄目というわけではないということでもよろしいですか。

(「そうです」と呼ぶ者あり) 分かりました。ありがとうございます。ほかにございますか。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 特に前回までと変わらないので。以上です。

○【青木淳子委員】 私どもも特に変わらないです。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

ここで暫時休憩を取らせていただきます。

午前10時6分休憩



午前10時51分再開

○【高柳貴美代委員長】 それでは、休憩を閉じて議事を再開いたします。

暫時休憩中に皆様より闊達な御意見を頂いております。その御意見の一つ一つをしっかりと受け止めて、委員長と致しましては、出席の欠席期間を定める・定めない、また、出席補助をどのように定めていくかということ、各交渉団体の御意見をたくさん頂きましたので、頂いた内容をしっかりと踏まえた上でこれらの論点について、委員長と議会事務局において折衷案なるものを作成させていただき、次回に各委員にお示しさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、論点3、公務についてに入りたいと思います。公務の規定について必要との意見が大方だったかと思えます。それで、現在の届出状況ということですけども、記載の方法など、現在の届出の方法をまずここで事務局長より御説明願いたいと思いますので、お願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 欠席等届出に関しましては、特段の取決めと申しますか、記入についての議会内での申合せ等はないという状況だと思います。届出ですので、御提出いただく議員さんに記載の方法等も内容はお任せをしているという状況かなと思っております。ただ、事前に事務局のほうには記載の仕方ですか、前例と申しますか、どのように出されているかというお話、御相談はありますので、そのときには丁寧に事務局のほうで対応させていただいているという状況だと思います。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。前回の協議の中で必要であるという御意見が多か

ったんだけど、それに対して公務の内容までは明記するというのではなくて、運用の状況でそれを示したらどうかという御意見があったので、今、事務局のほうから御説明を頂いています。それを受けてお持ち帰りいただきまして、各交渉団体・会派でのお話の内容をこれから発表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 こちらのほうでは公務の示し方というところについては、やるとしたら運用のほうでやるのがいいのではないかというような話になりました。ただ、その運用のところを、じゃあどういう方法でやったほうがいいのか、例えば欠席届を出す際にやるのか、また別の方法でやるのかというところまでは、具体的な手法までは至りませんでしたけれども、運用でやるのがいいのではないかというところになりました。

○【稗田美菜子委員】 公務については入れていく方向でよいということと、あと運用の方法でいいですが、今、共産党さんからもありましたけれども、具体的にどの方法でというところまでは議論をしていないので、何らかの運用の形でいいのではないかというふうに話してきました。

○【藤江竜三委員】 前からのとおりなんですけれども、公務については入れていく方向で、書きぶりとか運用のところなんですけれども、基本的にはこれまでどおりというか、公務だったら公務のため休みますで、あまり詳しく記載しなくてもいいのかなというように考えています。公務だけあまり細かく記載するというふうになりますと、ほかの休みのときに、じゃあ病気のとき休みますと書いて、なぜそれ細かく書かないんだという話にもなりますし、結局休みの届出というのは自己申告で休みやすい環境をつくるというのであれば、労働者の話になってしまうんですけれども、有給のため休みますという、有給だったら、普通出せば取っていいというはずだけど、理由を細かくつけさせるというのは、それ取りにくくするための理由になってしまうので、私は基本的に公務のため、病気のためとか、私用のためでもいいですし、それをしっかり届出さえていただければ、それでいいのかなというような考え方を持っています。

○【青木淳子委員】 公明党も公務を入れてもよいという方向で話が固まりました。また、運用の方法ですけれども、届出の方法は今までと同様に、特に細かく記載をする必要はないのではないかと。先ほど局長のほうからも御説明がありましたけれども、記載の方法は議員に任せていらっしゃるということでした。先ほど藤江委員がおっしゃったように、疾病と書いたとしても、その疾病の具体的などころまで書くというのは、そこはちょっと届出するのにふさわしいのかな、そぐわないのではないかなという、そこはさらに個人のことに関わってくることになりますので、会議規則に書いてある公務である、育児であるということが記載されれば、それ以上詳しく書く必要はないのではないかと。そこは議員に任せてもよいのではないかとということでありました。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。古濱委員、いかがですか。

○【古濱薫委員】 稗田委員が発言してくださったように、虹としては入れることに反対は致しません。運用のほうについては、虹でそれほど細かくは詰めておりません。

○【高柳貴美代委員長】 分かりました。皆様の御意見を今伺いました。そうしますと、公務について欠席等の事由として規定することは皆さん一致したということでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

運用面のことに関しては、柏木委員と稗田委員と古濱委員のところでは、まだ交渉団体で詰め切れていないということ。それから公明党さんのほう、青木委員は現状のままよい。藤江委員も現状のまま、あまり細かく規定する必要はないというような御意見でした。ですので、今日のまとめと致し

ましては、公務について事由として規定することをここで確認させていただきまして、そして運用面に関しては、まだ話が詰め切れていない交渉団体の方はお持ち帰りいただき、さらに今日の御意見を聞いて協議を進めていただきたいということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、ここで確認を取らせていただきます。公務について、欠席等の事由として規定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

では、ここで休憩を取らせていただきます。

午前11時休憩



午前11時10分再開

○【高柳貴美代委員長】 それでは、休憩を閉じて議事を再開いたします。

次に、論点4、配偶者の文言整理についてでございます。議会運営委員会資料No.7の文言案について、届出を行っていない同性カップルの取扱いをお持ち帰りいただくことになっておりましたが、このことについて御意見等を承ります。いかがでしょうか。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 前回、パートナーシップを利用していない方についても考慮していくべきというふうな話があったかと思えます。その点については考慮していくべきだろうというふうなことになりました。では、その文言をどうするかというところについて、私たちも具体的にじゃあ文言をこうしたらいいんじゃないかまでは詰め切れていないというのが現状であります。なので、考慮していくべきであろうというようなところであります。

○【稗田美菜子委員】 前回と変わらずに、ここで定めるものの中に含まれない人をつくってはいけないということで、前回と同様、虹としてはそういうふうにお話をしてまいりました。前回お話しした女性・女性の事実婚の場合は含まれない可能性があるというようなことが分かりましたので、このままではなくて、含まれない形にならないような文言にすべきであるということと、それが具体的にどういうものであるかというところまでは詰め切っていないんですけれども、今、想定できている含まれない人があるということをつかんだ上で定めることはよろしくないという話をしてまいりました。

○【藤江竜三委員】 今回は、ある程度議論をしてきた中で、また、会議規則を決めなくてはならないということをお考えますと、国立市の条例に基づいた形で配偶者の文言案を作成していくのがよいのではないかと考えています。

○【青木淳子委員】 事務局で作っていただいた議会運営委員会資料No.7、この文言案ではほぼいいのではないかとこのように考えるんですが、ただ、ここに含まれない方もいらっしゃるということが分かりました。パートナーシップ制度を利用されていない方々をどうするかということをもさらに深めていく必要があるのかなと思うんですけれども、加えたとしたら、及び事実上パートナーシップにある者、そういった文言ではどうかということの御意見をさせていただきます。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。ほかに。——大丈夫ですか。

今、御意見を頂きました。柏木委員のほうからは今までと変わらずということで、前回の話にあったように漏れがあるということは、そちらのほうをしっかりと考慮すべきであるということでございます。

ました。稗田委員のほうはやはり変わらず、ただし、あらゆる境遇の方に漏れがないようにすべきであるという御意見でございました。それから藤江委員のほうは今までと変わらず、条例との整合性を求めるという御意見でした。青木委員のほうからは今までと変わらずということで、議会運営委員会資料No.7でほほいいと思うが、前回の御意見を受けて——もう一回聞かせてください。及び……。

○【青木淳子委員】 及び事実上パートナーシップにある者。条例が公布されて、手続を行っていない方がここから外れてしまうことになるので、実際に事実上はパートナーシップ関係にある方ということで、事実上パートナーシップにある者を加えるということです。

○【高柳貴美代委員長】 分かりました。事実上パートナーシップにある者というのを加えてはどうかという御意見もございました。こちらのほうも皆様の御意見を踏まえまして、委員長と議会事務局のほうで折衷案を作成させていただいて、次回、各委員の方にもう一度作り直して、お配りしてということで確認を取らせていただきたいと思いますと思うんですけども、何かその件に関して御意見はございますでしょうか。古濱委員。

○【古濱薫委員】 補足で、虹の意見として、稗田委員がおっしゃってくださったようにパートナーシップ制度を利用していない同性であるカップルの方がこれを見たときに、自分は含まれないなど感じてしまう仕立てになっているのであれば、直す必要があるのだろうなと思いました。ただ、作ってくださった事務局はそういう方々を含んだ想定ではありませんとおっしゃいましたが、よくよく、すごくよく読んでみたんですが、もう既に1行目で、もしかしたらここに含まれていてもおかしくないような、社会は変わっていきますから、そういうことも読み取れる。前回、虹ではここに含みますよねと思ったんです。それで質疑というか意見をしたところ、いや、想定はしていませんという答えでしたが、読み取ることもできるですよ。この配偶者の括弧1行のみで事足りるのかもしれない。であれば、それが一番理想的でもあるかなと思いましたし、ここから個人的な意見になってしまうのですが、もしこの1行で包含していくのであれば、今、青木委員がパートナーシップ制度について、及び、付け足せば分かりやすいのではないかとおっしゃいましたが、配偶者の括弧の中に、もし同性・異性を問わずとか一言付け加えれば、全く含まれるのかなというのを青木委員の意見を聞いて感じました。そういったような折衷案、1つではなく、もしこういった表現もできるとかしてもらえるのであればお願いしたいです。

○【高柳貴美代委員長】 よろしいでしょうか。ほかに何か御意見ございますか。よろしいですか。

では、今の御意見を受けまして折衷案をつくらせていただくということをここで確認させていただきます。論点1、論点2と同様にこれまでの協議、本日の協議を踏まえ、委員長と議会事務局において折衷案を作成させていただき、次回、各委員にお示ししたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように決定いたします。

論点5の事故の文言につきましては、変更することを前回確認済みでございます。

以上で議題1を終わらせていただきます。



## 議題2. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 続いて、議題2、議会基本条例の点検についてに入りたいと思います。

本日、お手元に議会運営委員会資料No.1として、令和3年11月26日と12月17日の議運で出された各交渉団体の意見の概要をまとめて配付させていただいております。タイムスケジュールや研修、点検

の方法等について、各委員より御意見を頂いたところでございます。この資料を踏まえまして、今後の進め方について御意見を承りたいと存じます。こちらのほう論点整理ということで、この間、皆様から頂いた、一番は点検の方法、タイムスケジュール、そして研修ということ、論点が3つに絞られるかなと思っております。非常に分かりやすい資料を事務局に作っていただいております。これを受けまして、皆様の御意見を承りたいと存じます。いかがでしょうか。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 私どもの会派としましては、前回とある程度変わらず、まず、研修については、受けてから行ったほうがいいであろうというところ、その方法については前回も申しましたけれども、タイムスケジュール等を確認した上で、実現可能な方法を選定したほうがいいであろうというようなところであります。その方法についてなんですけれども、正直なところ、タイムスケジュール次第であるというようなところかと思っておりますので、タイムスケジュールを先に決めたほうがいいのではないかとこのところではあります。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 柏木委員のほうからは今までと同様、研修もありであろう。ただ、タイムスケジュールをまずは念頭に置くべきであろうということでもよろしいでしょうか。前回と変わらずですね。ほかにございますか。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 私たちも前回と変わらずです。研修が可能であれば研修を、ただ、タイムスケジュール等もあると思っておりますので、無理であれば、前回頂いた資料の中にまとめてくださったものがありますので、共有はまだ交渉団体の中でできていないんですけれども、その必要があれば、そのように進めていきたいと思っておりますし、基本的には交渉団体の中では全員で、議運の中で評価をしたとしても、議会基本条例については議会全員で携わるべきだという御意見がありますので、研修が可能なら、それが1回で共有できるのかなと考えております。あとは点検については、現実的なタイムスケジュールの下で進めていければと思っておりますので、具体的な案が出たら、それをまた交渉団体に持ち帰ってというふうに考えております。以上です。

○【藤江竜三委員】 タイムスケジュールが必要だというのは、そのとおりにかと思っております。どの程度の期間で行っていくのか、結構変わることもあるのかなと考えているからです。それで、研修についてなんですけれども、研修をするとすると期間的などころもありますし、また予算的などころもあるのかなと考えています。江藤先生になりますと予算が発生し、今から要望するとなると現実的じゃないのかなと考えています。そういった意味からも研修は別に今までの話の中で重複する部分もあるので、あまり必要性を感じていないので、このまま点検に入り、議運の中で行っていきたいと考えております。

○【青木淳子委員】 まずはタイムスケジュール、これからどのような方法、期間で決めていくのか、話し合っていくのか、そこも決めていったほうがよろしいかなと思います。その上で、時間があるのであれば研修を受けても、初めて関わる方もいらっしゃるの、専門家の先生から研修を受けても、時間があるのであれば受けてもよいのかなということで公明党会派としては意見がまとまりました。方法としては、所沢市議会の評価形式の3段階を利用して、議運でしっかりとそこを点検していけばいいのではないかとこのことでもあります。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。よろしいですか。ほかにございますか。——大丈夫ですか。

そう致しますと、皆さん、一番最初に置くのが、タイムスケジュールが問題であるということ、それをしっかりと考えてこれからやっていくべきだ。それでタイムスケジュールが整うのであれば、研

修もありではないかという御意見がある一方、研修を行うには予算の問題というのもあるので、先生を呼んで研修をするというのは問題があるのではないかという御意見もありました。まだまだ基本条例については協議を願いたいと思いますので、これらについては各交渉団体にお持ち帰りいただいて、なお協議を続けていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、そのようにさせていただきます。

以上で議題2を終わらせていただきます。



○【高柳貴美代委員長】 本日は以上をもちまして、議会運営委員会を散会と致します。

次回は24日10時からになりますので、よろしく願いいたします。長時間ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時25分散会



国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年1月13日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代